

女性のための

# 労働相談

- ・ セクハラ・マタハラ・パワハラなど職場でのハラスメントで悩んでいる。
- ・ 長時間労働が続いてツライ。有給休暇を取得できない。
- ・ 契約の時と違う労働条件で働かされている。
- ・ 会社から一方的に辞めてほしいと言われている。
- ・ 会社を退職したいのに辞めさせてくれない。

2019年度 労働相談日

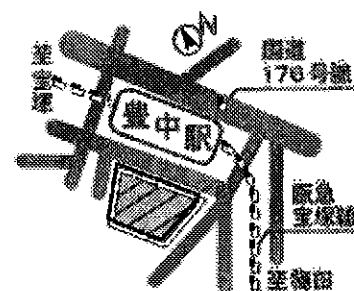
毎月 第2土曜日	第3土曜日 *ワークライフ カウンセリング 詳細は裏へ ①15:00~ ②16:00~	第4火曜日
①10:00~ ②11:00~		①18:00~ ②19:00~
2019.4/13	4/20	4/23
5/11	5/18	5/28
6/8	6/15	6/25
7/13	7/20	7/23
8/10	8/17	8/27
9/14	9/21	9/24
10/12	10/19	祝日のためなし
11/9	11/16	11/26
12/14	12/21	12/24
2020.1/11	1/18	1/28
2/8	2/15	2/25
3/14	3/21	3/24

すてっぷは、女性の働く・働き続けたいを  
応援します。  
困ったり、悩んだりしたら  
どうぞご相談ください。

お問い合わせ・予約は  
すてっぷ相談室 まで  
電話：06-6844-9739  
月～金：9:00～20:00  
土曜日：9:00～17:00  
(12:00～13:00, 17:00～18:00,  
水、日、祝日、年末年始は除く)

- ・ 対象：労働問題で悩む女性
- ・ 場所：エトレ豊中5階すてっぷ相談室
- ・ 電話または面接（要予約）
- ・ 相談員：社会保険労務士（女性）

〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501  
とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ  
(指定管理者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団)  
<http://www.toyonaka-step.jp/>



無料

# ワークライフカウンセリング ( 女性のための労働相談 )

## 働くことは人生のセーフティネット

結婚、妊娠、出産、育児、家族の介護など、働く女性には様々なライフイベントが押し寄せます。置かれた状況で困ったことや知りたいことなどを相談できます。自分らしく生きるための働き方を考えましょう。辞めずに働きたい女性のワークライフカウンセリングです。

★ 働き方とお金の関係を考えたい。リタイア後の不安がある。

社会保険・年金制度の仕組みや給与明細の内容を知り、今後の働き方を考えたい。

★ パートや派遣社員は有給休暇、産休・育休、介護休業を取れないと言われたけど・・・

★ 労働契約書を貰っていないが大丈夫？ ★ 契約とは異なる働き方を求められて困っている。 など

※従来の「働く女性のちょこっと相談」は2019年4月から「ワークライフカウンセリング(労働相談)」(要予約)となります。

相談日：毎月第3土曜日15:00～17:00

お問い合わせ・予約は  
すてっぷ相談室 まで

- ・ 対象：労働で悩む女性
- ・ 場所：エトレ豊中5階 すてっぷ相談室
- ・ 電話または面接(要予約)
- ・ 相談員：社会保険労務士(女性)

電話：06-6844-9739

月～金：9:00～20:00

土曜日：9:00～17:00

12:00～13:00, 17:00～18:00,

水、日、祝日、年末年始は除く

〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501

とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ

(指定管理者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団)

<http://www.toyonaka-step.jp/>

